

「輸入種苗検査要綱」（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						現 行					
(目的及び定義) 第1 (略) 2～7 (略) 8 規則別表1の2及び別表2の2に掲げる輸出国において所定の検査措置が必要な輸入種苗の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検査措置を必要とする植物に係る輸入植物検査実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。						(目的及び定義) 第1 (略) 2～7 (略) 8 規則別表1の2に掲げる輸出国において栽培地検査が必要な輸入種苗及び規則別表2の2に掲げる輸出国において所定の検査措置が講じられている場合に輸入禁止の対象から除外する輸入種苗の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検査措置を必要とする植物に係る輸入植物検査実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。					
別表2 (第8関係)						別表2 (第8関係)					
2次検査の方法						2次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) あずき、いんげんまめ	(略)	(略)	インゲン炭そ病菌、インゲン根腐病菌、エンドウ	(略)		(2) あずき、いんげんまめ、 <u>トマト</u> 、 <u>にんじん</u> 、 <u>メロ</u>	(略)	(略)	インゲン炭そ病菌、インゲン根腐病菌、エンドウ	(略)

			褐紋病菌	
(3) (略)		(略)	(略)	
(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) あふりかひげしば、いね(栽培用の玄米を含む。)、えびすぐさ、ギネアキビ、きゅうり、くさよし、ささげ、すいか、だいず、チモシー、てんさい、パセ	(略)		(略)	(略)

ン			褐紋病菌、 トマト萎 ちょう病 菌、トマト 根腐萎ち ょう病菌、 ニンジン 黒斑病菌、 メロン類 つる割れ 病菌	
(3) (略)		(略)	(略)	
(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) あふりかひげしば、いね、えびすぐさ、ギネアキビ、きゅうり、くさよし、ささげ、すいか、だいず、チモシー、てんさい、パセリ、パパイヤ、バヒアグラ	(略)		(略)	(略)

リ、パパイ
ヤ、バヒア
グラス、ふ
じまめ、ペ
レニアルラ
イグラス、
ゆうがお、
らいむぎ、
らっかせい
、よし、
Cymbopogon
flexuosus、
Digitaria
ciliaris、
Paspalum
scrobicula
tum、*Phleum*
phleoides、
Sesleria
varia、いん
げんまめ属
、うしのけ
ぐさ属、え
のころぐさ
属、おおむ
ぎ属、おひ
しば属、か
ぼちゃ属、
かもがや属

ス、ふじま
め、ペレニ
アルライグ
ラス、ゆう
がお、らい
むぎ、らっ
かせい、よ
し、
Cymbopogon
flexuosus、
Digitaria
ciliaris、
Paspalum
scrobicula
tum、*Phleum*
phleoides、
Sesleria
varia、いん
げんまめ属
、うしのけ
ぐさ属、え
のころぐさ
属、おおむ
ぎ属、おひ
しば属、か
ぼちゃ属、
かもがや属
、かもしぐ
さ属、から

、かもじぐ
 さ属、から
 すむぎ属、
 こむぎ属、
 すげ属、た
 ぬきまめ属
 、とうもろ
 こし属、な
 ぎなたがや
 属、ぬかす
 すき属、ぬ
 かぼ属、ぬ
 まがや属、
 もろこし属
 、
Microlaena
 spp.、
Tetrarrhen
a spp.

(8) (略
)

(9) いね(栽培用の玄
 米を含む。)
 、いんげん
 まめ、えん
 とう、とう
 がらし、と
 うもろこし

(略)

(略)

(略)

(略)

すむぎ属、
 こむぎ属、
 すげ属、た
 ぬきまめ属
 、とうもろ
 こし属、な
 ぎなたがや
 属、ぬかす
 すき属、ぬ
 かぼ属、ぬ
 まがや属、
 もろこし属
 、
Microlaena
 spp.、
Tetrarrhen
a spp.

(8) (略
)

(9) いね、
 いんげんま
 め、えんどう、
 とうがらし、とう
 もろこし、
 ピーマン

(略)

(略)

(略)

(略)

、ピーマン
(10) おおむぎ
(11) アメリカオオモミ、アメリカツガ、アメリカミヤマゴヨウ、アルジェリアモミ、うつくしも

<i>Ramularia collo-cygni</i>	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した460粒についてブロッタター検査を実施すること
<i>Neonectria neomacropora</i>	り病種子を選出すること。必要に応じ、無作為に選出した

(新設)
(新設)

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

み、かくば
もみ、ギリ
シャモミ、
コーカサス
モミ、コバ
ノバルサム
モミ、コロ
ラドモミ、
シベリアモ
ミ、スペイ
ンモミ、ち
ょうせんし
らべ、ドイ
ツトウヒ、
ノーブルモ
ミ、バルサ
ムモミ、ベ
いまつ、ミ
ヤマバルサ
ム、モンテ
レーマツ、
ヨーロッパ
モミ、Abies

460 粒
につい
てプロ
ッター
検査を
実施す
るこ
と。

<u>bornmuelle</u> <u>riana</u> 、 <u>Abies</u> <u>durangensi</u> <u>s</u> 、 <u>Abies</u> <u>fargesii</u> 、 <u>Abies</u> <u>kawakamii</u> 、 <u>Abies</u> <u>nebrodensi</u> <u>s</u> 、 <u>Abies</u> <u>vejarii</u>										
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(10) きゅうり、メロン、かぼちや属	外観検査、ブロッタール検査、接種試験		カボチャ立枯病菌	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した300粒についてブロッタール検査を実施し	

(13) (略)	(略)		(略)	こと。
(14)・(15) (略)	(略)		(略)	(略)
(16) らっ かせい			<i>Thecaphora a frezii</i>	り病種 子を選 出する こと。 必要に 応じ、 無作為 に選出 した 460粒 につい て遠心 分離法 により 黒穂胞 子の検 出を行 うこと。
(17) きゅ うり、すい か、せいよ うかぼちゃ 、せいよう	(略)	1,000 粒(遺 伝子 診断 法検	(略)	(略)

(12) (略)	(略)		(略)	(略)
(13)・(14) (略)	(略)		(略)	(略)
(新設)				(新設)
(15) きゅ うり、すい か、せいよ うかぼちゃ 、とうがん、	(略)	1,000 粒	(略)	(略)

かぼちゃ及び びにほんか ぼちゃの交 雑種、とう がん、にが うり、にほ んかぼちゃ 、ペポかぼ ちゃ、メロ ン、ゆうが お		査に おい て生 菌確 認検 定を 行 う 場 合 は、更 に 1,000 粒)			
(18)～(25)) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(26) 上記 (2) から (25) まで以外 の種子	(略)	(略)	(略)	(略)	
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注) (略)

にほんかぼ ちゃ、ペポ かぼちゃ、 メロン、ゆ うがお					
(16)～(23)) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(24) 上記 (2) から (23) 以外 の種子	(略)	(略)	(略)	(略)	
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注) (略)

附 則

この通知は、令和6年6月18日から施行する。